

医療法人為久会 五輪橋訪問看護ステーション

運営規定

第1章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 医療法人為久会が開設する五輪橋訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護事業及び指定予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために運営管理に関する事項を定め、ステーションの従業者が、要支援及び要介護状態等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要性を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 サービスの実施にあたっては、利用者の状況を十分に考慮しできる限り自宅で自立した日常を営めるように、本人家族への支援を行い、保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながら、よりよいサービス提供を行う。

第2章 事業所の名称・職員の職種・職務内容

(名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人為久会五輪橋訪問看護ステーション
所在地 札幌市南区川沿2条1丁目2番54号
- (2) 名称 医療法人為久会五輪橋訪問看護ステーションサテライト札幌共立東
所在地 札幌市東区北48条東1丁目1番5号

(職員の職種、員数)

第4条 事業所には次の職員を置く。

- (1) 管理者1名（常勤・看護師兼務）
- (2) 看護師5名（常勤4名）
- (3) 理学療法士1名（非常勤1名）
ただし、必要に応じて、保健師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・事務職員等増員又は配置することができる。
- (4) サテライトについては、看護師1名を配置する。

(職務内容)

第5条 管理者は、所属職員を指揮監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。職員は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、報告書を作成し、訪問看護を担当する。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日)

第6条 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、土日曜日・祝祭日及び12月30日から1月3日までを除く。

(営業時間)

第7条 営業時間は、平日9時から17時までとする。ただし、電話による相談は、24時間常時連絡が可能な体制を整備して、利用者やその家族からの連絡に応じる。

第4章 事業の提供方法及び内容

(訪問看護の提供方法)

第8条

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけ医に申込み、医師が交付した指示書に基づいて訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるように指導する。
- (3) 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては居宅介護支援事業者との連携を図る。介護予防訪問看護の提供に際しては、包括支援センターとの連携を図る。

(訪問看護の内容)

第9条

- (1) 健康状態の観察と相談
- (2) 日常生活の援助と介護指導
- (3) 床ずれの予防や傷の処置
- (4) ターミナルケア
- (5) 医師の指示による医療処置
- (6) リハビリテーション
- (7) ご家族へ介護方法や療養上の相談
- (8) 福祉サービス利用についての相談

(秘密の保持)

第 10 条

- (1) 当事業所が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は堅く秘密を保持します。職員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らす事のないよう必要な処置を講じる。
- (2) 事業者が実施する担当者会議において、個人情報を用いる場合は、利用者及び家族から予め同意を得た上で行う。
- (3) 個人情報保護に関しては、当事業所の基本方針に基づき実施する。

(緊急時の対応方法)

第 11 条

- (1) 相談に応じて、緊急時連絡体制を利用することができる。
- (2) 利用者の病状に急変等が生じた場合、速やかに主治医と連絡をとり、適切な対応を行うこととする

(実施地域)

第 12 条

- (1) 札幌市南区全域、豊平区と中央区と東区と北区、石狩市および近隣区域とし、適切な対応を行うこととする。
- (2) サテライトについては (1) のうち、東区、北区、石狩市及び近隣域とする。

第 5 章 利用料に関する事項

(費用等)

第 13 条 利用料

- (1) 利用者が、介護保険法の適用を受ける場合は、原則として利用料の一割を自己負担額として請求する。ただし、厚生大臣が定める疾病や急性増悪時は医療保険適用による訪問看護利用料の請求となる。
- (2) 利用者が、医療保険法の適応を受ける場合には、医療保険各法に基づき本人負担分と交通費等の負担になる。
- (3) 医療保険、介護保険以外での訪問看護料は自費請求となる。

第6章 相談・苦情及び事故発生時の対応

(相談・苦情対応)

第14条

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問介護サービス及び指定介護予防訪問介護サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応するものとする。

(事故発生時の対応)

第15条

事業所が行う指定訪問看護サービス及び指定予防訪問看護において事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、主治医等に速やかに連絡し必要な処置を講じる。当事業所の責めに帰すべき理由により、利用者またはその家族に損害が発生した場合には、速やかに損害を賠償する。

第7章 その他

(その他運営についての留意事項)

第16条

- (1) 事業所は質の向上を図るため業務体制を整備し、研修機会を設ける。
- (2) この説明書に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人と事業管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則) この規定は、平成27年1月7日から施行する。